利用者からの預り金等の管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受験期間 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 | 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団では、利用者、その家族や後見人等（以下「利用者等」という。）からの依頼により、利用者の所有する現金等を管理しているが、規程どおりに実施されていない事例があった。１　預り金等にかかる契約締結時に「帳簿等の閲覧希望確認書」を利用者等から徴収する必要があるが、「くすのき寮」では、当該確認書を徴収していなかった（第５条第５項）。（59件／59件）(※)「帳簿等の閲覧希望確認書」とは、契約締結時に、「金銭出納帳」「利用者預り金等総額報告書」等について他者の閲覧を希望するか否かを利用者に確認するとともに、他者の閲覧を希望する場合にはその者を特定するためのもの２　利用者等から現金を預かる場合、規程に保管限度額が定められているが、「ワークさつき」「じょぶライフだいせん」「地域生活総合支援センターおんど」では、年度末時点において、保管限度額を超えているにもかかわらず、普通預金口座への預け入れを行わず、その際に必要となる文書も作成していなかった（第７条第８項）。(※)保管限度額を超えていた預り件数（平成25年度末時点）「ワークさつき」44件／44件、「じょぶライフだいせん」11件／37件、「地域生活総合支援センターおんど」38件／58件 | 【是正を求めるもの】利用者等から預かった現金等の管理に当たっては、管理統括責任者をはじめ、預り金を管理する職員に対して、事務手続の周知徹底を図り、規程どおりに実施されたい。【利用者預り金等管理規程（こんごう福祉センター入所施設）】(預り金等管理統括責任者)第５条（略）５　管理統括責任者は、契約締結時に利用者等から「金銭出納帳」（様式第３号）、「利用者預り金等総額報告書」（様式第７号－２）等（以下「帳簿等」という。）の閲覧者の確認のために「帳簿等の閲覧希望確認書」（様式第第１号－１）を徴収する。【利用者預り金等管理規程（共同生活援助・介護）】(預り金等取扱責任者)第７条（略）８　現金の保管限度額は70,000円を上限とし、それを超える場合は取扱責任者が普通預金口座へ預け入れる。ただし、管理統括責任者が特に利用者にとって必要と認めた場合はこの限りではない。その場合、管理統括責任者は、理由を付した文書を別途作成しなければならない。注）じょぶライフだいせんの管理規程では、現金の保管限度額は20,000円を上限としている。 | １　くすのき寮において「帳簿等の閲覧希望確認書」を利用者等から徴収できていなかったことについては、順次、利用者等に説明を行い、全ての利用者等から徴収した。２　規程に定める保管限度額及び事務手続について、管理統括責任者及び取扱責任者等に対し管理の徹底を図った。また、やむを得ない理由で保管上限額を超え現金管理が必要となった利用者等についても、規程に基づき、管理統括責任者が理由書を作成した上で、管理を行うよう、改めて周知徹底を行った。 |